一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、 厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

○ 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

く支給要件>

○ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:11,514講座(令和元年10月時点)

- ①輸送·機械運転関係 6,502講座 (大型自動車、建設機械運転等)
- ②医療·社会福祉·保健衛生関係 2,621講座 (介護職員初任者研修、実務者研修等)
- ③専門的サービス関係 564講座 (社会保険労務士、税理士、司法書士等)

- ④情報関係 330講座(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)
- ⑤事務関係 419講座 (簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 211講座 (宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

- ⑦技術関係 281講座
- (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)
- ⑧製造関係 26講座
- (技能検定等)

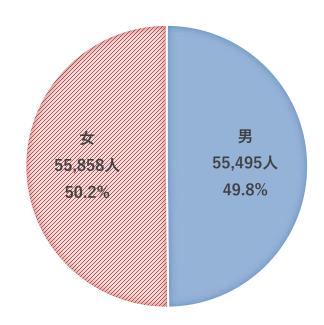
⑨その他 560講座 (大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

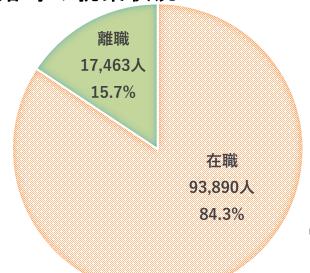
	平成10年度 (制度創設)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
講座数(※)	3,445	9,084	9,571	10,056	10,305	11,299	11,701
受給者数(人)	198	121,056	120,117	111,790	99,978	92,571	_

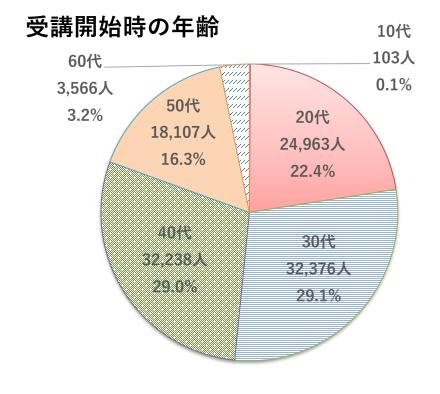
一般教育訓練給付の受給者の属性





受講開始時の就業状況





出典:雇用保険業務統計値より作成(一般教育訓練を平成28年度に修了し、一般教育訓練給付を受給した者111,353名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施) 2

専門実践教育訓練給付金の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険 により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付 金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

く支給要件>

○ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数: 2.436講座(令和元年10月1日時点) ※以下①~⑦は当該講座数の内訳

* 累計新規指定講座数 3.412講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格また は名称独占資格の取 得を訓練目標とする 養成課程

講座数:1.454講座 例)介護福祉士、看護師等 ②専修学校の職 業実践専門課程 およびキャリア形成 促准プログラム

講座数:733講座 例)商業実務、衛生関 係 等

③専門職学位課 稈

講座数:82講座 例)教職大学院、 法科大学院 等

4 大学等の職業 実践力育成プログ ラム

講座数:109講座 例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会 科学·社会)等

⑤一定レベル以上 の情報通信技術に 関する資格取得を 目標とする課程

講座数:11講座 例)情報処理安全確保

支援士 等

⑥第四次産業革 命スキル習得講座

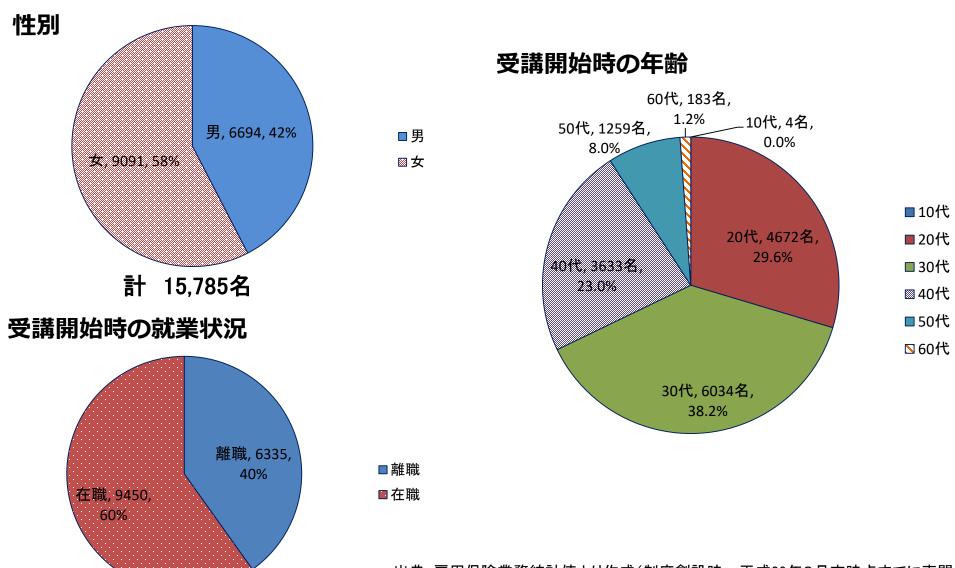
講座数:47講座 例) AI、データサイエン ス、セキュリティ等

⑦専門職大 学、専門職短 期大学、専門 職学科の課程

講座数:0講座

専門実践教育訓練給付の受給者の属性

〈 再掲:第7回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3 4. 専門実践教育訓練の受講・受給状況 〉



出典:雇用保険業務統計値より作成(制度創設時~平成29年9月末時点までに専門 実践教育訓練給付を受給した者15,785名について厚生労働省人材開発統括官付若 年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施) 4

特定一般教育訓練給付金の概要

○ 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、令和元年10月に<u>「特定一般教育訓練給付金」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。</u>

特定一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(特定一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

○ <u>受講費用の40%(上限20万円)</u>を支給

<支給要件>

○ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

特定一般教育訓練の指定講座について

指定講座数:150講座(令和元年10月1日時点)※以下①~④は当該講座数の内訳

①業務独占資格、名称独占資格 若しくは必置資格に係るいわゆる 養成施設の課程又はこれらの資 格の取得を訓練目標とする課程 等

(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む)

講座数:146講座

例)税理士、介護職員初任者研修 等

②情報通信技術に関する資格の うちITSSレベル2以上の情報通信 技術に関する資格取得を目標と する課程

(120時間未満のITSSレベル3を含む)

講座数:3講座

例)基本情報技術者試験 等

③新たなITパスポート試験合格 目標講座

(2019年4月1日以後に実施される当該試験の合格を訓練目標とする課程についてのみ対象)

講座数: 一 (今回は募集せず) ④短時間のキャリア形成促進 プログラム及び職業実践力育成 プログラム

講座数:1講座 例)特別の課程(教育)

5